

第13期第2回町田市福祉有償運送運営協議会 議事要旨

<開催日時> 2025年10月2日(木曜日)午後2時から午後3時まで

<場 所> 会議室(町田市庁舎2階 会議室2-4)

<開催方法> リモート併用開催

<委員> 欠席●

《会長》	島津 淳	桜美林大学名誉教授
《職務代理》	金井 信高	神奈川県立保健福祉大学 副学長
	大庭 洋平	町田駅タクシー待機運営協議会
	木村 正之	町田タクシー協議会
	石井 章夫	NPO法人町田ハンディキャプ友の会 理事長
	堀留 辰子	福祉有償運送利用者
	柚木 昌和	市民
	小林 聡	国土交通省関東運輸局東京運輸支局輸送部門 首席運輸企画専門官(輸送担当)※代理出席
	新谷 太	地域福祉部障がい福祉課長
	江藤 利克	いきいき生活部介護保険課長

<事務局>

太田 耕平	地域福祉部福祉総務担当課長
長谷川 拓	地域福祉部福祉総務課
白井 真央	地域福祉部福祉総務課
大川 紗代	地域福祉部福祉総務課
大橋 隆晃	地域福祉部福祉総務課

<傍聴人> なし

1.議事次第

1 開会

2 報告事項

(1)町田市福祉有償運送事業者四半期報告

3 審議事項

(1)道路運送法第79条更新登録の協議について

- ・特定非営利活動法人 地域であたりまえに育つ営みを支援する会
- ・特定非営利活動法人 町田ハンディキャブ友の会

(2)道路運送法第79条新規登録の協議について

- ・社会福祉法人 悠々会

4 閉会

添付資料一覧

【配布資料】

- ・次第
- ・資料1 町田市福祉有償運送事業者 四半期報告一覧
- ・資料2 第13期第2回町田市福祉有償運送運営協議会協議資料

【参考資料】

- ・第13期町田市福祉有償運送運営協議会委員名簿

会長	1 開会 2 報告事項 (1)町田市福祉有償運送事業者四半期報告 それでは会議に入りたいと思います。 まず、次第の2、報告事項、(1)町田市福祉有償運送事業者四半期報告について、事務局より報告をお願いします。
事務局	町田市福祉有償運送事業者の四半期報告について、報告します。資料1をご覧ください。 2023年度から2025年度までの町田市における福祉有償運送の事業者別の報告一覧です。4月にアットホーム、6月に日本アビリティーズ協会が福祉有償運送事業廃止となっています。2事業者が抜けたこともあり、昨年度の同時期に比べ、会員数、運行回数ともに減少しています。報告は、以上です。
会長	何か質問はありますか。 (質疑なし) 3 審議事項 道路運送法第79条更新登録の協議について (1) 地域であたりまえに育つ営みを支援する会
会長	事務局から、事業者の申請書類について説明し、続いて事業者から補足等があれば説明をお願いします。
事務局	特定非営利活動法人地域であたりまえに育つ営みを支援する会の申請資料についてご説明します。資料2の8ページをご覧ください。8ページから48ページまでが当団体の申請資料となります。また、登録者の名簿については量が多いため掲載を省略させていただいておりますが、事

	務局の方で確認し、問題なかったことをご報告させていただきます。本日は事業者の方はリモートにてご参加いただいております。説明は以上になります。
会長	事業者の方から補足説明等ありましたらお願いします。
事業者	よろしくお願いします。
会長	それでは、事業者に対して、質問がありましたらお願いします。
金井委員	前回の更新登録から変わったことはございますか。
事象者	料金については、昨今の物価の上昇による燃料費の値上がり等により、1キロ当たりの金額を30円から50円に変更しています。送迎の件数自体は少し減少した時期もありますが、安定して今の車両台数で運営できている状況になります。
石井委員	利用者の方の人数が多いのですが、どのようにしてスムーズに運行を行えているのでしょうか。また、運転手さんの研修がどのように行っているのかの2点を伺いたいです。
事業者	ドライバーさんに関する研修は、運転技術の面でカーブや交差点でのしっかりとした減速等を確認するために実際に乗っていただいたり、自分が研修を行ったりしています。車いす利用者さんの固定の仕方や、実際に車いすに乗って乗車していただいて、利用者さんとして乗ることを体験してもらうことで研修を行っています。 また、運行については、同じ時間帯に利用が被っていなかったり、利用者さんの保護者の方をお願いして到着時間をずらしたりすることで効率よく、利用者ご本人やご家族に負担がないよう、ご迷惑をおかけしないように運行を行えていると思います。
石井委員	毎回の運行の時に点呼等はどのように行っているのか伺いたいです。

事業者	予約票の他に、車両の運行管理表という、ドライバーさんや職員が指示を出せるように全体の流れを別紙で記載している表があります。また、実際に利用者さんをお送りした際に走行距離を記入する運行管理表があり、行先を記載する欄の最後に利用者さんが確実に降車したかを確認する欄を設けています。 あとは、利用者さんの乗せ忘れや降ろし忘れがないように必ず目視で確認するように徹底して運行しています。
石井委員	ありがとうございます。
島津会長	協議成立とは関係はありませんが、定款の第5条の事業の種類に福祉有償運送の記載がないのはなぜでしょうか。
事業者	直接の文章での記載はありませんが、(6)関係機関、団体との連絡、学習、地域交流の事業や(9)その他、目的を達成するために必要な事業に含まれていると考えています。
島津会長	これは私の希望ですが、この定款第5条に記載されているほとんどの事業は福祉法に基づく事業ですが、福祉有償運送は道路運送法に基づく事業になるので、安全確保等が重要になります。後ほど団体の会議等でご検討いただければと思いますが、第5条に福祉有償運送を入れていただきたいと思います。
事業者	わかりました。施設長と相談して、理事会の方で意見書として提案させていただき、第5条の最後に福祉有償運送事業の記載を追加したいと思います。
島津会長	他にありませんか。 それでは、全会一致で、当団体について新規登録の協議が調ったこととします。 (2) 町田ハンディキャプ友の会
島津会長	事務局から、事業者の申請書類について説明し、続いて事業者から補

	足等があれば説明をお願いします。
事務局	特定非営利活動法人町田ハンディキャブ友の会の申請資料についてご説明します。資料2の49ページから116ページまでご覧ください。今回は更新登録の協議にいらっしゃっています。また、こちらについても登録者の名簿については量が多いため掲載を省略させていただいてありますが、事務局の方で確認し、問題なかったことをご報告させていただきます。説明は以上になります。
金井委員	前回の更新登録から変わったことはございますか。
事業者	変更点としては、役員が3年で変更になっています。また、運転手も75歳定年なのと、新しい人が入ったりしている関係で変わっています。整備管理の責任者や登録の対象者も変わっています。料金や運行については変更ありません。
島津会長	運行している車が8台になりますと、運行管理の責任者は有資格者の方でないといけないと思うのですが、この方は有資格者なのでしょうか。
事業者	運行管理に関する国家資格は取得しました。2年に1度の更新も行っています。
島津会長	ありがとうございます。
事業者	以前にもまして、高齢の方が増えてきているため、運行の希望が増えてきています。ただ、その分の運転手の方は増えないので、厳しい状況となっています。何かいい方法があれば教えていただけると嬉しいです。
金井委員	町田市は福祉有償運送の連絡会での情報交換等を行っていますか。あるいは団体さんの方で東京ハンディキャブ連絡会等に参加されたりはしているのでしょうか。

事業者	東京ハンディキャブの連絡会や全国移動ネットワークには参加していて、研修系があればほとんど参加していますがいかんせん人数は増えません。
島津会長	好事例はあるのでしょうか。
事業者	登録を要しない無償運送が増えてきていて、そちらの方の勢いがあります。有償運送で行っているところよりハードルが低いのと、地域まるごと抱えて運行されているところが多いです。運転者講習会等を開いたりもしていますが、こちらに入ってくれるドライバーさんがなかなかいないです。
島津会長	無償運送の方に有償運送の資格を取っていただきたいと思います。
事業者	町田市は無償でやっている団体も、基本的には講習を受けるという前提があるように思いますが、こちらには入ってくれない現状です。
金井委員	講習には、無償の方も含めて多くの方たくさん集まってくるのでしょうか。
事業者	町田市の高齢者支援課が主催している講習会には多くの人が集まっています。無料というのがいいポイントだと思っています。同じように、東京ハンディキャブ連絡会も町田市を拠点とした地域づくりをするためにということでせりがや会館で年2回くらい開催してくれているのですが、そこにいらっしゃるのは都内の方です。町田市の方は何かしらで情報を得て無料でできるところに行ってしまう印象です。
金井委員	秦野市や伊勢原市の方に行くと、市町村が開催しているものが無料ですので多くの方が来られているそうです。無償の活動は町田市より盛んにはなっていないみたいで有償運送の方にそれなりに声がかかると聞いています。最後に、町田ハンディキャブ友の会の活動を紹介するパンフレット等がありますか。また、その配布は行っていますか。
事業者	パートで講師も行っていますので、その際にいろいろ説明させていた

	だいたり、最後に皆さんにお願いということで配布させていただいたり はしています。ただ、みなさんもう別で拠点を持っている方たちが多い ので、なかなか難しいです。 HPでも募集しているのでたまに質問が来たりしますが、お弁当代く らいでしかお金を出せない、空いているときにやってもらおうとお話させ ていただくと来られない方が多いです。
金井委員	少しは稼げるよと言うと入ってくれることもあると聞いたこともあり ますが、町田市より奥地の方でも有償運送の人が集まるといった話が出 ていないように思います。
島津会長	他にありませんか。 それでは、全会一致で、当団体について更新登録の協議が調ったこと とします。 道路運送法第79条新規登録の協議について (1) 社会福祉法人悠々会
島津会長	事務局から、事業者の申請書類について説明し、続いて事業者から補 足等があれば説明をお願いします。
事務局	社会福祉法人悠々会の申請資料についてご説明します。資料2の117 ページから145ページをご覧ください。本日は、新規登録の協議にいら しています。社会福祉法人悠々会は、福祉有償運送として、鶴川地域を メインとした輸送を行われる予定です。事務局からは以上です。
島津会長	事業者の方から補足説明等ありましたらお願いします。
事業者	悠々会は、外出困難の方など買い物や通院に困っている人が非常に 多いため、そのような方の日常生活が継続できるように移動支援をでき たらと思い、申請させていただいています。 2019 年に鶴川団地で電動カートを使用した有償旅客運送を始めて います。その中でも、交通空白地域内の移動支援をしていく中で、鶴川

	地域であれば鶴川駅まで輸送してほしいという声があり、そういったニーズにも答えたいという思いがありました。 今回の申請の利用対象者は、通院や買い物になかなか行けない方です。また、鶴川団地で言えば高層階に住んでいる方は自分で荷物を持ってあがれないという方もいます。そういった方々には、移動支援の一環でドライバーさんが荷物を上まで運んであげたりして対応できたらと思っています。また、活動地域は鶴川地区にまずは限定させていただき、送迎を行っていきたいと思います。補足は以上です。
島津会長	それでは、各委員の皆様から質問ございますか。 社会福祉法人悠々会さんという、町田市内で有数の社会福祉法人であると理解しています。また、先ほどのお話にもありましたが、すでに運送を行っているという話がありましたが、他にも住宅や身元保証の事業等も行っているということで、私としては非常に歓迎しております。本日は、いろいろと質問させていただきますので、ご協力をお願いします。
石井委員	利用料金30分500円の設定は先ほどお話に出てきた電動カートと同じ金額でしょうか。また、2019 年から行っているということでしたが、ガソリン代も上がってきています。料金を上げるといったお話はなかったのでしょうか。
事業者	金額の設定についてはおっしゃる通りです。また、金額の変更についても上げてほしい等の声も内部では上がっていないため、まずはワンコインから始めてみようとなりました。
石井委員	ドライバーの研修はどのようなことを行っていますか。
事業者	当団体はデイサービスを行ってまして、その日中空いている車両を活用させていただこうと思っています。ドライバーにつきましてはデイサービスで雇用しているドライバーさんに送迎をお願いしようと思っています、今5名です。その5名全員、講習済みです。
石井委員	ハンディキャブ友の会も警察の方をお呼びして安全について講話してもらいました。いい内容でしたので、今後一緒にやれたら嬉しいです。

金井委員	先ほど、鶴川団地でもう交通空白地域の運行を始めたとお話いただきましたが、今回、新規で登録申請されるということは、今までは運送対価を取らずに行っていたということでしょうか。
事業者	はい。
喜舎場代理	悠々会さんは交通空白の方で登録してあります。交通空白と福祉有償運送はどういう住み分けを行っていくのでしょうか。
事業者	ももとは鶴川団地内で送迎を行っていましたが、鶴川団地を超えた地域への送迎のニーズがあったため、そこを行っていきたいです。また、鶴川地域には鶴川団地に住んでいる方以外にも買い物や通院が難しい方がいらっしゃったので、そういったニーズにもお答えして聞くために多少の料金をいただくため、今回申請をさせていただきました。
喜舎場代理	交通空白の時には、登録料のみで輸送に関しての対価はいただいていたということですね。承知しました。
金井委員	多くの社会福祉法人は、交通空白地域や福祉有償運送の事業について、定款を作ったときにそういった事業を想定していないです。その代わりよくあるのは、その他、前条の目的を達成するために必要な事業を行うという記載をしていることが多いです。悠々会さんの定款に関してはきれいに作られていますが、どこに記載する予定なのかを伺ってもいいですか。
事業者	今回の申請につきましては、住宅関係の安心住宅事業という事業があり、その利用者さんを移動支援でお連れする予定です。それが居住支援に関わる事業の中に含んでいるという意味合いでした。ざっくりとした書き方ですが、住宅と移動はセットというところからスタートします。
島津会長	住宅の事業については国土交通省関連の事業で、運輸局ではないです。福祉有償運送はあくまで道路運送法を基にした事業ですが、記載の

	ある事業は福祉法を基にしている事業です。道路運送法に基づく事業というのは、安全管理と密接に関係しています。ぜひ定款に福祉有償を入れていただきたいです。
事業者	承知しております。
金井委員	交通空白ですでに登録されている団体はいますか。
喜舎場代理	東京都で交通空白をやっているのは島しょ部と悠々会くらいです。
金井委員	交通空白は要するに誰を輸送してもいいと思いますが、輸送ということで交通空白の登録の方で充実させていくという方向ではいけないのですか。今、登録料が500円とお話いただきましたが、もう少しお金を取って交通空白の方でやっていこうとはなかったのですか。交通空白については、例えば時間制なのか等、一緒に説明してもらえると嬉しいです。
事業者	登録料として 3,000 円、30分500円を取ろうとしています。この金額で人件費等を当然賄えるわけではないですが、利用方法としてアプリケーションを使った予約システムを導入しようと思っています。その運用費や、微々たるものですが経費等に充てていきたいです。 地域からのニーズについては、高齢者支援センターを受託している関係で、鶴川地区からのニーズが情報として入ってきます。そういったところに対して何かしらの支援をと考えています。車の燃料費や維持費を考えると本当はもう少しいただきたいのですが、福祉の一環として行っているためこの金額で行います。
金井委員	交通空白をやめるということではないということ間違っていないですか。また、交通空白で輸送できない人を福祉有償運送で輸送するという認識であっていますか。
事業者	鶴川団地の電動カートは 20 キロ以下でしか走れません。その車で他の地域へ行くのは難しいため、団体の空き車両を用いて広い地域を送迎していきたいと思います。

金井委員	福祉の部分でカバーアップをするための申請ということですか。
事業者	その通りでございます。
喜舎場代理	安全管理の面で、運行前の点呼等は、交通空白でも行っていると思いますが、改めてどういうスキームで行っているのか伺いたいです。
事業者	雇用しているドライバーの出勤のタイミングでアルコールや体温、血圧の検査を行います。ドライバー自体の朝のミーティングを行い、予定の確認等をします。毎日行っている車両の点検をチェック表に基づいて行います。現在行っている点検を今後も継続して行っていくことになります。
島津会長	福祉有償運送の運行管理の責任者についてです。車両が5台以上でないため資格や研修は必要ありませんが、記載のある方は社会福祉法人全体の福祉車両を管理されている方でしょうか。よく精通されている方でしょうか。
事業者	運行管理の責任者は私ですが、法人の車両全体を管理しております。
島津会長	整備管理は施設長ですか。
事業者	そうです。
島津会長	他の NPO 法人を見ると、移動の料金にプラスで会員登録の料金や介助料金なども取っています。利用者の移動はもちろんですが、移動の前後に時間がかかります。介護保険訪問介護にあります介護報酬上の「通院等乗降介助」の取得も考えられてもよいかと思われます。訪問介護事業所等もなかなか厳しい中にありますが、このたび申請された福祉有償運送事業が少しでも経営が楽になるようにしていただければと思い、お話をさせていただきました。
事業者	ありがとうございます。

島津会長	他にありませんか。 それでは、全会一致で、当団体について新規登録の協議が調ったこととします。
島津会長	それでは本日の協議がすべて終わりましたが、何か質問等がございますか。なければ議事がすべて終わりましたので、進行を事務局にお返しします。 4 閉会
事務局	島津会長、進行ありがとうございました。
事務局	次回の協議会は、来年度を予定しています。詳細が決まりましたら事前に通知いたします。 これにて、第13期第2回の福祉有償運送運営協議会は終了となります。ありがとうございました。 以上